

# 令和6年度 安全装置等導入促進助成事業 交付要綱

令和6年3月26日  
公益社団法人青森県トラック協会

## (事業の趣旨)

第1条 青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入した青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）にその費用の一部をする。

## (助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、4,000,000円とする。

## (対象装置)

第3条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、青ト協が別に定める基準とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、(1)から(4)までの装置は、後付け装置を対象とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置
- (3) 側方衝突監視警報装置
- (4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- (6) トルク・レンチ

## (助成額)

第4条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入した第3条に定める装置に対して、別に定める額を交付する。ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、青ト協の助成金を交付しない。

## (対象期間)

第5条 令和6年4月1日から令和7年2月末日

## (実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「安全装置等導入促進助

成事業実績報告書」(助成金交付請求書)を青ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 青ト協は会員事業者から実績報告及び助成金の請求があった時にはその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に助成金を交付する。ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第8条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 会員事業者は交付対象となった装置の装着日または導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ青ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 会員事業者は前項による処分が行われたときは、青ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。